

## 1. 不正利用が増えたのはなぜ

自分の**クレジットカードを他人に使われてしまう被害が増えている**。クレジットカードの不正利用だ。2022年の被害額は437億円で、前年から100億円以上増えた。2014年の被害額115億円の3.8倍だ。2023年1-6月の被害額は262億円で、前年の1-6月から3割増加した。<sup>1</sup>

なぜ、こんなに増えたのだろうか。

カードの不正利用が増えているのは、カード番号を盗まれることが増えているからだ。多いのは、犯人のサイトに、自分のカード番号などを入力したことによる被害だ。

なぜ、被害者は、自分のカード番号などを犯人のサイトに入力したのだろうか。

犯人が、**カード会社や通販サイトの名前で**、被害者に**メールや SNS**を送り、カード番号を入力しないと取引が続けられないなどと、うそをついた例が多い。

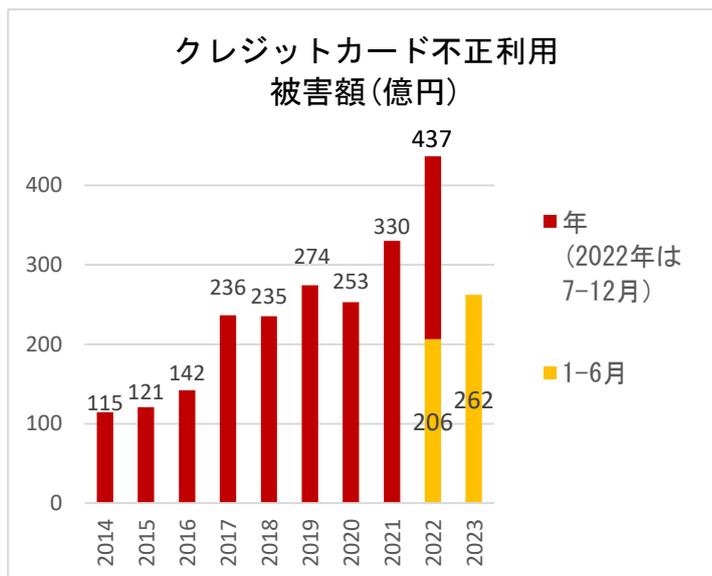
たとえば、カード会社の名前で、以下のような内容が送られてくる。

このたび、ご本人様のご利用が確認させていただきたいお取引がありましたので、ご利用を制限させていただきます。以下へアクセスの上、ご利用確認にご協力をお願いいたします。ご回答いただけない場合、ご利用制限が継続されることもございます。

<カード会社のサイトを装っている、実は犯人のサイトのアドレス>



このアドレスを開いたら、  
カード番号を入力して、と書いてあった。  
入力したら、番号を盗まれた<sup>★</sup>



<sup>1</sup>一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害額の発生状況」。国内で発行されたクレジットカードの不正利用分で、カード会社が把握している金額を集計したもの。

<https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/index.html#damage>

もし、この**アドレスを開いてカード番号などを入力すると、入力した情報が犯人に盗まれる**。犯人は、こうしてぬすんだ情報を使って、カードで支払う。犯人がカードで支払った代金は、カードの持ち主に請求される。<sup>2</sup>こんなメールが届いたら、削除しよう。送られてきたメールや SNS に書いてあるアドレスをクリックするのは、あぶない。

メールのリンクは開くと危ないね。

まもる



もし、こんなサイトにカード番号を入力してしまったら、カード会社にすぐ電話して、カードの利用を止めよう。カード会社の電話番号は、カードの裏に書いてあることが多い。



私のカードや通販のサイトは「お気に入り登録」してそこからから入ることにする。

以下から、**カード情報を盗む手口についての動画**(60秒)を見られる。

<https://www.youtube.com/watch?v=X-epDJT80mY>

クレジットやネット通販に関係する会社から、カード番号などが盗まれることがある。買う人がカードの本当の持ち主だということの確認が甘い通販サイトは、犯人が盗んだ個人情報を使って、被害者のカードで買い物をする、犯罪現場にもなりがちだ。カードで買うときは、カードの本当の持ち主なのかどうかしっかり確認する、**信頼できる通販サイトを選びたい**。

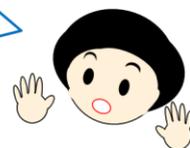
僕のカード番号が、**通販サイトから盗まれた**。次は信頼できるサイトを選ぼう。



**利用明細を見て**、そこに書いてある金額が自分の使ったものか確認しないと、他人が使った金額まで自分の口座から引き落とされてしまうかもしれない。利用明細は、カードによって、カード会社のサイトで見られるものや、郵送された紙で見られるものがある。

利用明細に、もし**自分が使った覚えがない金額があれば、すぐカード会社に連絡**しよう。カード会社が不正利用だと判断すれば、引き落とされないうすんだり、引き落とされた後でも一定期間内なら被害にあった金額を返してもらえたりする。カードによっては、利用するたびに通知をもらう「利用通知サービス」を使えるものもある。

「利用明細」をよく見て、もし、私が使っていない金額があったらカード会社に連絡しないと他人に使われた金額も私の口座から引き落とされちゃう。



以下から、**利用明細確認と利用通知についての動画**(60秒)を見られる。

<https://www.youtube.com/watch?v=yWIWrb2DWE>

<sup>2</sup> このほかの手口も含め、クレジットカードの不正利用対策が検討されてきた。

経済産業省の「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会」報告書

[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/credit\\_card\\_payment/20230120\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/credit_card_payment/20230120_report.html)

産業構造審議会 商務流通情報分科会の「割賦販売小委員会」 第31回 2023年2月2日

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu\\_ryutsu/kappu\\_hambai/031.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kappu_hambai/031.html)

## 2. 「カード払い」とは

そもそも「カード払い」とは、どういうことだろうか。

私は先月、クレジットカードの「一括払い」で、商品を受け取った(右の図①)。

そのとき、カード会社は店に代金を立て替えて払った(②)。

そして今月、私の銀行口座から代金が引き落とされて、カード会社に支払われる(③)。

**クレジットカードで支払った金額**は、私の口座から引き落とされるまでの間、私が**後でカード会社に支払わなければならない**債務になっている。カード会社への「支払日」に、私の口座に支払うことになっている金額が入っていないと、私がカード会社に対する支払を遅らせたことになる。



**一括払いなら、手数料がいらなし、その月の請求額を支払えば、債務が後に残らない。**

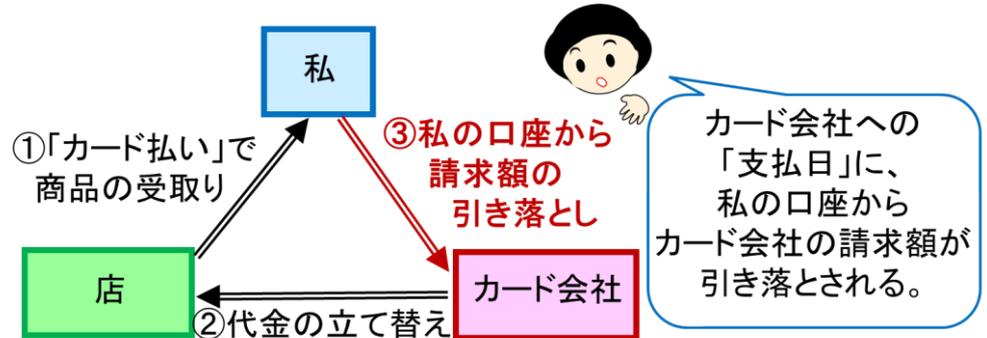
「一括払い」は、毎月カードで支払った金額が全部口座から引き落とされる。手数料はかからない。その月の請求額を支払えば、後で支払わなければならない債務が後に残らない。

**クレジットカード会社は、加盟店を調査**して、悪質商法だとわかったらカードを使えなくするよう、法律で規制されている。商品が偽物だとか加盟店との問題があるときは、クレジットカード会社に相談できる。そこは、**現金や規制が少ない支払い手段を使うよりも安心だ**。

「分割払い」は、カードで支払った金額が、何回かに分けて口座から引き落とされる。「リボ払い」は、利用金額や利用件数にかかわらず、毎月一定の金額ずつ口座から引き落とされる。分割払いもリボ払いも、手数料がかかる。手数料は、年間だいたい「債務残高」の十数パーセントで、会員規約に書いてある。債務残高とは、それまでにカードで支払った金額の合計から、口座から引き落とされた金額の合計を差し引いた金額、つまり、後でカード会社に支払わなければならない金額だ。

リボ払いは、支払いがいつまで続くのか、わかりにくい。<sup>3</sup>リボ払いの手数料より金利が安いからと、借り換えを勧める金融業者もある。こうして借金がかさんで、あちこちに支払う義務を負う「多重債務」になった人がいる。支払うお金を手に入れようとして、たいへんなことになった人もいる。

**リボ払いで買いたいなって思ったときは、あとでほんとに払えるか計算しとかないと、たいへんなことになるかも。**



<sup>3</sup>たとえば、18歳の時に4月に4万円、6月に6万円、10月に8万円の商品を、毎月5千円、手数料が15パーセントのリボ払いで買ったとする。

この3回以外はリボ払いを全く使わないとしても、クレジット会社への支払いは21歳まで続き、代金以外に3万4千円以上の手数料を払う計算になる。もし、19歳以降もこの例の18歳の時と同じリボ払いを続けると、26歳の時に債務残高が100万円を超える計算になる。

エクセルによる計算は、経産省サイトの以下のページの資料4「リボ払いの計算」に掲載している。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/2304\\_keisaibun.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/2304_keisaibun.pdf)

### 3. 「支払日」に口座のお金が足りないと

クレジットカードのリボ払いのほか、スマホで支払う場合も含め、クレジット会社が代金を立て替えた時から、口座から請求額が引き落されるまでが2か月を超えるカード払いは、「包括クレジット」とよばれる。このような**クレジットの支払いが遅れてしまった人が、増えている**。

カード会社への「支払日」に口座にある金額が請求額より少ないと、支払いが遅れて、**遅延損害金**を支払うことになる。クレジットカードだけでなく、他の多くの後払いでも、支払が遅れると遅延損害金を支払うことになる。

口座のお金が請求額より少ないと遅延損害金をとられるんだ。

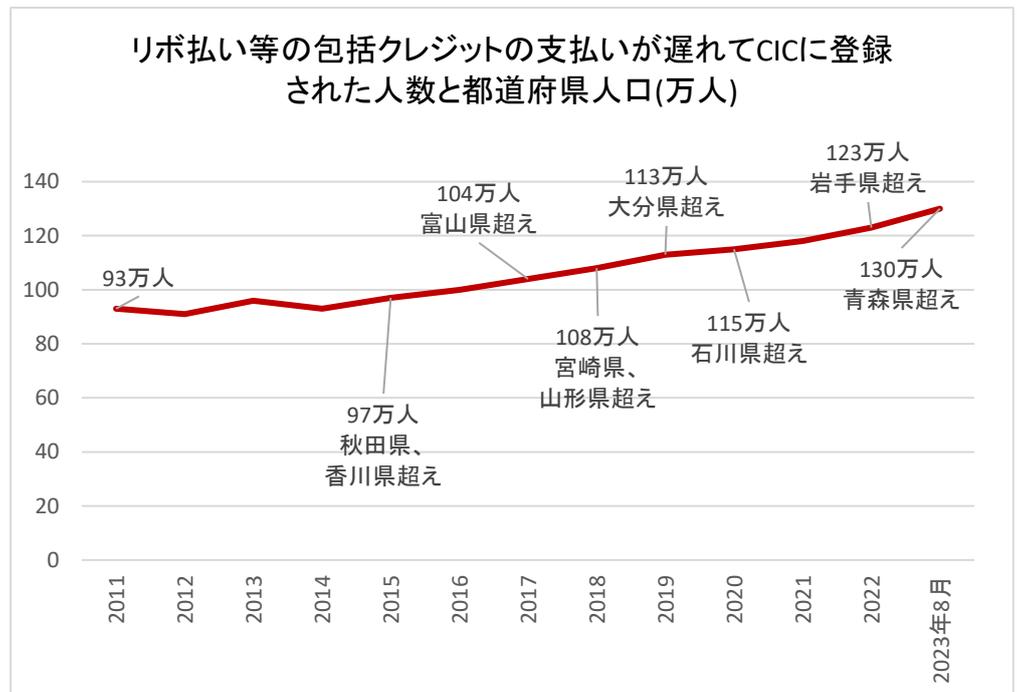


クレジットの支払いが遅れたら登録されて自動車ローンが借りにくなる。

クレジットの支払いが遅れると、信用情報機関に**登録される**。支払いが3か月以上遅れたと登録されると、クレジットを使ったり、自動車や住宅などの貸し付けを受けたりするとき、審査に通りにくくなる。この登録は、遅れていた支払いの金額を全部支払ってからも、5年間残る。

包括クレジットの支払いが3か月以上遅れて登録された人数<sup>4</sup>を、グラフにした。登録人数の増加がわかりやすいように、県の人口<sup>5</sup>と比べてみた。

包括クレジットの支払いが遅れて登録された人数は、2023年8月時点で130万人だった。



<sup>4</sup> 支払が遅れて登録される機関の一つに、CIC という「信用情報機関」がある。

私の「信用情報」とは、私がクレジットやローンを契約した内容や、私がこれまで支払ってきた状況について登録された、私の個人の情報だ。自分自身の信用情報は、手数料を払って開示してもらえる。

グラフは、CICの「割賦販売統計データ」の2022年まで毎年12月20日の人数と、2023年の最新の人数から作成した。 <https://www.cic.co.jp/index.html>

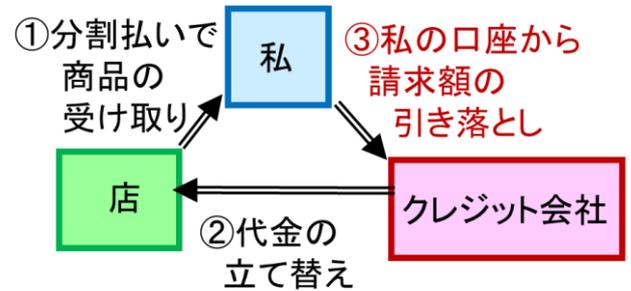
<sup>5</sup> 2020年の数値。総務省「日本の統計2022」第2章人口・世帯から。

<https://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm>

## 4.スマホの分割払いもクレジット

支払いが遅れた人が包括クレジットよりも多いのが、スマホ等の分割払いだ。分割払いもクレジットで、「個別クレジット」とよばれる。その仕組みを見てみよう。

私は、新しいスマホを店で受け取ったとき(右の図①)、スマホを買う契約のほかに、クレジット会社の「個別クレジット」の契約も見せられて、「同意する」という印をチェックした。私は、「同意する」をチェックしたことによって、クレジット会社と契約を結んだ。この契約で、私はクレジット会社に債務を負い、後でクレジット会社に支払うことに「同意」した。



この契約に基づいて、クレジット会社は、店にスマホの購入代金を立て替えて払った(②)。

その後、毎月、通信料金とともに、クレジット会社からの請求額が、私の銀行口座から引き落とされる(③)



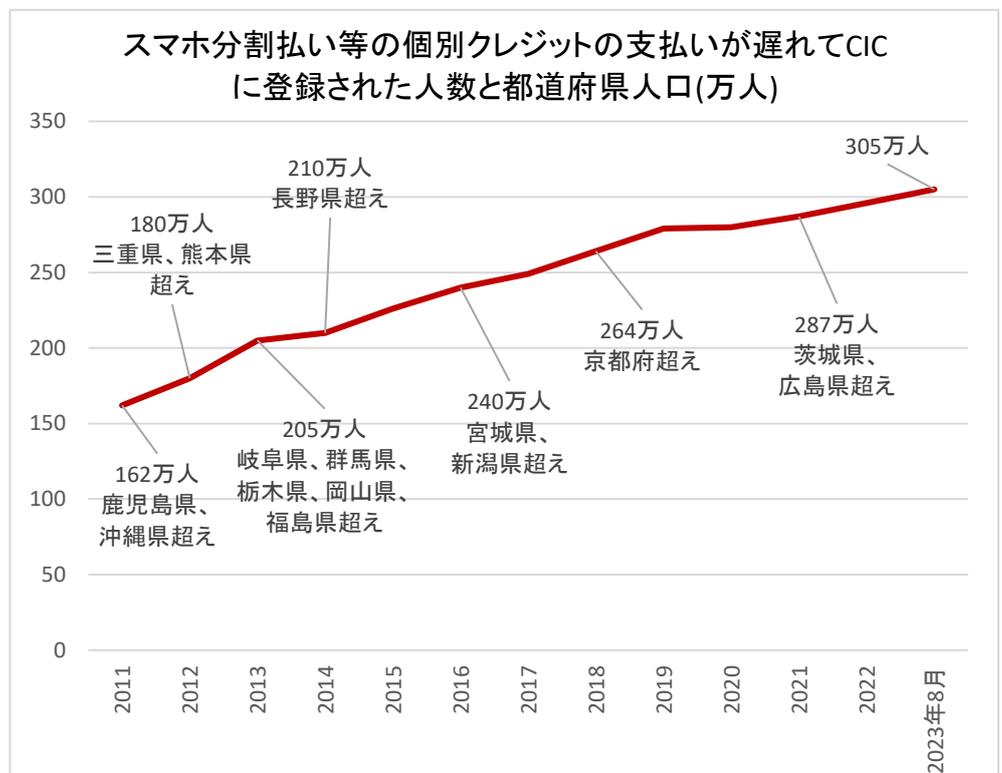
クレジット会社への支払も通信料金といっしょに引き落とされるんだ。

スマホ料金の支払日に私の口座残高が足りないと支払が遅れる。



スマホ料金の支払日に、口座の残高が請求額より少ないと、支払いが遅れる。支払いが遅れると、信用情報機関に登録される。

「個別クレジット」の支払いが3か月以上遅れたと登録された人数は、2011年の162万人から大きく増えて、2023年は300万人を超え、2023年8月には305万人になった。<sup>6</sup>



<sup>6</sup> CIC という信用情報機関の「割賦販売統計データ」

<https://www.cic.co.jp/cic/statistics-installment.html>

## 5. 後で払わせる悪質商法

**若者をねらった悪質商法は、後で払わせるものが多い。**

若者には、収入も貯金も少なくても、未来がある。だから、悪質商法の犯人は、若者をだまして後で支払う義務を負わせ、後で支払わせてもうけようとするのだろう。若者の一部は、自分の未来の価値を、犯人ほどには理解していないかもしれない。そんな若者が、未来の自分に支払わせるという不利な契約をするように、仕組まれているのではないか。

その手口を見てみよう。

クレジットは、商品を受け取る時のほか、サービスを受けるときにも使われる。その中には、一回ごとの値段より安いからと言われて、**何回分も一度に契約**するとき使われるクレジットがある。一度に契約すると金額が大きくなるので、分割払いやリボ払いにすることもよくある。

こんな契約をした後、解約したくても手続きが難しく解約できずクレジットの支払いを続けた人や、解約できても高い手数料をとられた人がある。

一度に何回分も契約して、クレジットで支払うんじゃなく、一回ごとか一月ごとに支払おう。



「簡単にもうかる」って、絶対うそ。もうかるから後で支払えるなんて、信じられるわけない。

また、「高い収入が得られる」などと言われ、「**もうかる情報**」や**マルチ商法**<sup>7</sup>などの契約をした人もいる。「収入が入るからすぐ支払える」と言われたことを信じて、リボ払いや分割払いにしたり借

り入れたりしたけれど、後で支払えるような収入はなかったという人は多い。もうかるという広告や勧誘で契約して、実際に高額収入が得られたという人には、会ったことがない。

クレジットの支払いが滞ると信用情報機関に登録されるのは、なぜだろうか。

以前、うそをついておどす悪質な勧誘を受けて何度もクレジットの契約をし、クレジット会社に何千万円も、後で支払う義務を負った家族があった。その家族は、クレジットの支払いができなくなり、クレジット会社に自宅を売られてしまいそうになった。こんなことがまた起きないように、日本は法律を変えた。

クレジット事業者は、クレジットを使う人の情報を確認して、支払えそうな金額だけしか、後で支払う義務を負わせてはいけなくなった。もし、私がクレジットの支払いを遅らせたら、信用情報機関に登録される。他のクレジット会社は、登録された情報を確認するので、登録された私は、クレジットを使えなくなる可能性がある。<sup>8</sup>これで、私は、クレジット会社に支払えなくなるような、後で支払う義務を負いにくくなる。

<sup>7</sup> マルチ商法についての消費者庁の資料

<https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/pdf/120712pamph.pdf>

<sup>8</sup> 経済産業省「割賦販売法（後払信用）の概要」p25「過剰与信防止義務」の「クレジット債務」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/2207atobaraigaiyousiryoku.pdf>

## 6. 相談して身を守る

若者をねらった悪質商法は、「おとななんだから自分で判断して」と言って、家族などに相談させないようにするものが多い。

誰かに相談されて、悪質商法だとばれるのが、こわいからだろう。良心的な相手なら、「どうぞ、家族でも友達でも相談してください。」と言うはずだ。

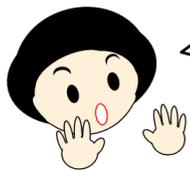
もし、「だれにも**相談しないで**」と言われたら、**あやしい**と考えよう。

「人に相談せず  
自分で判断して」とか  
言われたら、あやしい。



クレジットの仕組みや後で払う義務には、わかりにくいことが多い。悪質商法には、私たちが自分の損になる判断をするように、わざとわかりにくい表現にするものもある。

わからないのは、はずかしいことではない。デジタル技術やグローバル化が急速に進み、新しい取引が次々に出てくる中で、わからないことが多いのは、私たちみんなだ。



断るときは勇気をもって  
「いりません」  
「契約しません」  
「勧誘はお断りします」

能力があるおとなは、わからないことを自覚して、ほかの人にも相談しながら考える。そして、未来の自分をたいせつに考え、未来の自分のためになる判断をする。本当に未来の自分のためになると思えなければ、勇気をもって「いりません。」「契約しません。」「勧誘はお断り

します。」と言う。「今を逃すと後悔する」とおどすような言葉や、「あなたのために」という親切そうな態度にまどわされず、中身で判断する。

**188に電話**すると、地域の消費生活センターにつながって、相談員の人と話ができる。経済産業省の本省や各地の経済産業局、沖縄総合事務局経済産業部にも消費者相談を受ける人がいて、電話で相談できる。まわりの人に相談してもいい。

カードの不正利用や支払遅延から身を守ることは、今の自分や家族を守るだけではない。未来の自分を守り育てることになる。そして、私たちのお金を、国内外の犯罪者の手に渡さず、技術を生み出し人材を育てる職場に届けることにもなる。

私たちはこうして、私たちがぐらす世の中を、より良いものにしていくことができる。



経済産業省の消費者相談

消費者相談室（本省）電話 03-3501-4657(相談専用)、

受付時間：10時～16時30分

北海道経済産業局 電話：011-709-1785（相談専用）、

受付時間：10時00分～16時15分（12時00分～13時00分除く）

東北経済産業局（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）、

電話：022-261-3011（相談専用）

受付時間：10時00分～16時00分（12時00分～13時00分除く）

関東経済産業局（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県）

電話：048-601-1239（相談専用）

受付時間：10時00分～16時00分

中部経済産業局（富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県）

電話：052-951-2836（相談専用）

受付時間：10時00分～16時00分

近畿経済産業局（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）

電話：06-6966-6028（相談専用）

受付時間：9時30分～16時00分

中国経済産業局（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）

電話：082-224-5673（相談専用）

受付時間：9時00分～16時00分（12時00分～13時00分除く）

四国経済産業局（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）

電話：087-811-8527（相談専用）

受付時間：9時00分～16時00分（12時00分～13時00分除く）

九州経済産業局（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）

電話：092-482-5457・5458（相談専用）

受付時間：9時30分～16時30分（12時00分～13時00分除く）

沖縄総合事務局経済産業部

電話：098-862-4373（相談専用）

受付時間：10時00分～16時00分（12時00分～13時00分除く）

資料作成: 経済産業省 商務・サービスグループ参事官室 消費者政策分析官 谷みどり

(参考)「消費者政策研究官等の活動」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/kenkyuukan.html>